

大阪市規則第131号

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則の一部
を改正する規則

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則（平成5年大阪市規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(一般廃棄物収集運搬業の許可の申請) 第15条 [略] 2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び 図面を添付しなければならない。 [(1)~(5) 略] (6) <u>道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第2項に規定する自動車検査証記録事項が記載された書面</u> （運搬船にあっては、 <u>船舶検査証書の写し</u> ） [(7)~(9) 略]	(一般廃棄物収集運搬業の許可の申請) 第15条 [同左] 2 [同左] [(1)~(5) 同左] (6) <u>自動車検査証の写し</u> （運搬船にあっては、 <u>船舶国籍証書又は船籍票及び船舶検査証書の写し</u> ） [(7)~(9) 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

- この規則は、令和6年1月1日から施行する。
- この規則による改正後の大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則第15条第2項の規定の適用については、当分の間、同項第6号中「書面」とあるのは「書面又は道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）附則第5条若しくは第6条第2項に規定する自動車検査証の写し」とする。